

秘

日本國滿洲國間郵便業務ニ關スル條約

締結方ノ件審査報告

今回御諮詢ノ日本國滿洲國間郵便業務ニ關スル條約締結方ノ件ニ付本官等審査委員ヲ命ゼラレ本月六日委員會ヲ開キテ當局大臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽取シ以テ之ガ査覈ヲ遂ゲタリ抑々日滿兩國間ノ郵便業務ハ昭和七年九月調印ノ日滿議定書ノ規定ニ基キ從前日支兩國間ニ締結セラレタル郵便諸約定ニ依リ之ヲ規律スルコトトシ次イデ小爲替業務ニ付テハ昭和九年

相
密
院

七月特別ノ約定ヲ締結シ以テ今日ニ及ベリサ
レバ現ニ日滿兩國間ノ郵便業務ニ適用セラ
ル約定ハ單一ノ取極ニ非ザルガ爲メ不便アル
ノミナラズ小爲替ニ關スルモノヲ除クノ外孰
レモ當初日支ノ間ニ締結セラレタルモノニシ
テ日滿兩國間ノ特殊ノ事情ニ適セザル所アル
ニ由リ兩國政府ニ於テハ之ヲ改善スル爲メ新
ニ一條約ヲ締結セント欲シ昨年八月以降交渉
ヲ重ネ稍ク協議調ヒテ茲ニ本案ノ條約ノ妥結
ニ達シ兩國政府代表者ヲシテ之ニ署名セシメ

郵二

ントスルニ到レリ

本條約ハ前文及末文ノ外本文十九條ヨリ成リ
別ニ署名議定書一及交換公文一件ヲ伴フ其ノ
要領ハ左ノ如シ

第一條約

本條約ハ日滿兩國間郵便業務ニ屬スル諸般
ノ事項ヲ綜合シテ單ニ其ノ大綱ヲ定ムルニ
止メ其ノ細目ハ總テ兩國郵政廳間ノ業務協
定ノ定ムル所ニ委ヌルヲ主義トシ左ノ諸項
ヲ掲ゲタリ

(一) 兩國ハ郵便物(通常郵便物及小包郵便物)郵便爲替(通常爲替、電信爲替及小包爲替)及郵便振替(通常振替及電信振替)ノ交換ヲ行ヒ相手國ヨリ委託セララルル内國郵便物ノ遞送ヲ爲シ且自國ガ業務ノ連絡ヲ有スル第三國ト相手國トノ間ニ於ケル郵便物ノ繼越及郵便爲替ノ媒介ヲ爲スモノトス(第一條三條)

(二) 郵便物ノ寸尺重量ノ制限爲替及振替ノ金額ノ制限竝ニ郵便物爲替及振替ノ特殊取

扱ノ種類其ノ他本條約ノ施行ニ關スル事項ハ業務協定ノ定ムル所ニ依ル(第四條)

(三) 爲替及振替ノ金額ハ總テ日本國通貨ヲ以テ之ヲ表示スルコトトシ滿洲國ニ於テ自國通貨ヲ以テスル受拂ニ適用スベキ換算割合ハ同國郵政廳ノ定ムル所ニ依ル(第五條)

(四) 郵便物爲替及振替ニ關スル料金ハ之ヲ徵收スル國ノ郵政廳ガ自國ノ内國業務ニ於ケル類似ノ取扱ニ對スル料金ヲ超過セザル範圍内ニ於テ之ヲ定ムルコトトシ其ノ

内國業務ニ類似ノ取扱ナキモノニ對スル
料金及兩國ノ收得分ノ合算ニ因リテ定マ
ルベキ料金ハ業務協定ヲ以テ之ヲ定ムル
コトトス(第六條)

(五) 料金ノ徵收方法各郵政廳ノ收得額無料郵
便料金不納額ノ取立方法及返信切手券ノ
事ヲ定ム(第七條乃至第十條及第十六條)

(六) 爲替金及振替拂出金ニ對スル權利ハ本則
トシテ之ヲ讓渡スルコトヲ得ザルモノト
ス(第十條)

郵四

(七) 各郵政廳ハ成規ニ依リ差出サレタル郵便
物ノ取扱ニ關シ業務協定ノ定ムル限度ニ
於テ賠償ノ責ニ任ジ成規ノ手續ヲ經テ郵
便物爲替金又ハ振替拂出金ヲ交付シタル
トキハ正當ノ交付又ハ拂渡ヲ爲シタルモ
ノト看做シ更ニ郵政廳ノ責ヲ問フコトナ
キモノトス(第十二條乃至第十五條)

(八) 各郵政廳ハ已ムヲ得ザル事由ニ因リ其ノ
業務ヲ一時停止スルトキハ遲滞ナク其ノ
旨ヲ相手國郵政廳ニ通知スベキモノトス

(第七條)

(九)本條約ハ日漢兩文ヲ以テ正文トシ兩者ノ
間ニ解釋ノ差異ヲ生ジタルトキハ日本文
本文ニ依リ之ヲ決スベキモノトス(第八條)本
條約ハ署名ノ日ヨリ一月ヲ經テ之ヲ實施
シ唯郵便振替業務ハ其ノ準備ノ整フヲ待
チ兩國郵政廳ノ協議ヲ以テ定ムル日ヨリ
之ヲ開始スルコトトシ兩國ハ六月前ノ豫
告ヲ以テ本條約ヲ廢棄スルコトヲ得ルモ
ノトシ本條約ハ兩國間ノ郵便業務ニ關ス

ル從前ノ諸取極ニ代ルモノトス(第九條)

郵五

第二 署名議定書

本議定書ハ前記條約ノ締結ニ伴ヒ特ニ南滿
洲鐵道附屬地帯内ニ於ケル日滿兩國郵便業
務ノ聯絡ニ關シ協定ヲ爲サントスルモノニ
シテ兩國政府ハ暫行的措置トシテ(一)南滿洲
鐵道附屬地帯内ニ於ケル日滿兩國ノ郵便施
設ニ關シテハ現状ヲ維持シ將來之ガ改善ノ
必要アルトキハ從來ノ慣行ニ依リ之ヲ行フ
ベキコト(二)日本國ノ同地帯内ニ於ケル郵便

業務ト滿洲國ノ郵便業務トノ間ノ關係ハ今次締結ノ新條約ニ依リ之ヲ規律スベキコト
(三)同地帯内ノ日本國郵便業務ニ發著スル郵便物ニ對スル滿洲國ノ通關手續ニ關シテハ現狀ヲ維持シ將來之ガ改善ノ必要アルトキハ兩國當該官廳ノ協議ニ依リ之ヲ行フベキコトノ諸點ヲ協定スル旨ヲ掲ゲタリ之ヲ暫行的措置トシタルハ滿洲國ニ於ケル帝國ノ治外法權ヲ漸進的ニ撤廢スルノ氣運ニ到達スルヲ俟チテ南滿洲鐵道附屬地帯ニ於ケル根本ノ方針ト爲スニ由ルモノナリ

第三 交換公文

帝國ノ行政權ニ付テモ亦各事項ノ性質ニ應ジ漸次調整乃至移讓ヲ行フコトヲ以テ我が根本ノ方針ト爲スニ由ルモノナリ

本公文ハ日滿兩國政府代表者間、往復文書ニ依リ當分ノ内前記條約ノ規定ニ拘ラズ滿洲國郵便局ハ郵便爲替若ハ郵便振替ニ付差出人ガ日本國通貨ニテ其ノ拂込ヲ希望スルトキ若ハ受取人ガ日本國通貨ニテ其ノ拂渡ヲ希望シ且拂渡局ニ日本國通貨ノ準備アル

トキ又ハ代金引換郵便物ニ付受取人が其ノ
取立金ノ拂込ヲ日本國通貨ヲ以テスルコト
ヲ希望スルトキハ日本國通貨ヲ以テ其ノ受
拂ヲ爲シ得ル旨ヲ取極ムルモノナリ

今回締結セントスル新取極ヲ以テ現行ノ取極
ニ比較シ専ラ實質ニ就キテ彼此相違スル所ヲ
見ルニ其ノ主要ナルモノハ左ノ諸點ニシテ從
前多ク萬國郵便聯合ノ諸取極ノ例ニ據リタル
ヲ改メテ著シク我が内國業務ノ例ニ倣フコト
トセルヲ以テ特色トス

(一)新ニ電信爲替及郵便振替ノ業務ヲ加フ

(二)現行約定ニ於テハ通常郵便物ノ料金以外
ノ料金ハ約定ヲ以テ之ヲ定メタルモ新約
定ニ於テハ原則トシテ之ヲ徴收スル郵政
廳が自國ノ内國業務ニ於ケル類似ノ取扱
ニ對スル料金ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムル
コトトス

(三)現行約定ニ依レバ書狀ノ重量ハ二キログ
ラムヲ超ユルコトヲ得ザルモ新約定ニ於
テハ之ヲ無制限トス

(四)新ニ郵便物ノ内容證明引受時刻證明及留置通知ノ取扱ヲ加フ又従前ノ價格表記箱物ハ書狀又ハ小包トシテ取扱フコトトシ價格表記金額ハ總テ日本國通債ヲ以テ之ヲ表示スルコトニ改ム

(五)現行約定ニ於テハ兩國ノ郵政廳及郵便局相互間ノ郵便物ニ限り之ヲ無料トシタルモ新約定ニ於テハ一定ノ條件ノ下ニ郵政廳又ハ郵便局ト一般人民トノ間ノ郵便物モ亦之ヲ無料トス

郵八

(六)新ニ兩國間専用ノ低額ノ返信切手券ヲ設ク

(七)新約定ニ於テハ小包ノ容積ノ制限ヲ擴張シ重量ニ依ル料金率ノ段階ヲ増加シ従テ料金額ヲ稍々低廉ナラシメ兩國郵政廳間ニ於ケル料金ノ分配額及計算方法ヲ改ム

(八)現行約定ニ於テハ兩國ノ一方ノ業務ニ委託スル他方ノ内國郵便物ノ託送料ハ萬國郵便聯合ノ條約ニ定ムル料金率ニ依リ之ヲ計算シタルモ新約定ニ於テハ委託ヲ受

ケタル郵政廳が自廳ノ内國郵便物ニ付當
該運送業者ニ支拂フ運送料ヲ基礎トシテ
兩國郵政廳間ニ協定スル料金率ニ依リ之
ヲ計算スルコトトシ且其ノ計算方法ヲ改
ム

(九)新約定ニ於テハ通常爲替ノ料金ヲ我が内
國通常爲替ノ料金ト同率ニシ從テ從前ニ
比シ稍々低廉ナラシメ又通常爲替證書ノ
送達方法ヲ我が内國業務ニ於ケルモノト
同様ニス

(十)南滿洲鐵道附屬地帯内日本國郵便業務ト
滿洲國郵便業務トノ關係ニ付テハ(一)現行
約定ニ於テハ該地帯内日本郵便局相互間
ニ發著スル郵便物ノ料金ハ滿洲國ノ内國
郵便料金ヲ下ルコトヲ得ザルモノトスル
モ新約定ニハ斯卡ル制限ヲ存セズ(三)現行
約定ニ於テハ該地帯内日本郵便局引受滿
洲國內各地宛通常郵便物ハ更ニ滿洲國郵
便切手ヲ貼付スルニ非ザレバ同國ニ於テ
之ヲ料金未納トシテ取扱フコトトスルモ

新約定ニハ斯カル制限ヲ存セズ(三)從前ハ該地帯内日本國郵便業務ト滿洲國郵便業務トノ間ニ價格表記通常郵便物小包郵便物及通常為替ヲ交換スルノ途ナカリシモ今後ハ之ヲ交換シ得ルコトト爲リ(四)從前ハ滿洲國ハ右地帯内各地宛通常郵便物ヲ最寄ノ自國郵便局ニ留置キテ名宛人ニ交付シタルモ今後ハ之ヲ右地帯内日本郵便局ニ交付シ同局ニ於テ之ヲ名宛人ニ配達スルコトト爲ル

按ズルニ本件ハ日滿兩國ノ特殊事情ニ顧ミ兩國郵便業務ノ關係ヲ規律スベキ條規ヲ成ルベク我が内國業務ノ條規ニ接近セシムルト同時ニ萬國郵便聯合ノ條規ノ長所ハ之ヲ裁酌シ殊ニ南滿洲鐵道附屬地帯内日本國郵便業務ニ關スル從前ノ幾多ノ不便ヲ除去シ以テ兩國間ノ郵便業務ノ運用ヲ圓滑ナラシメ兩國國民ノ利便ヲ増進スル爲メ新約定ヲ締結シテ各般ノ郵便業務ニ互リ從前ノ取極ニ著大ナル改訂ヲ施サントスルモノニシテ其ノ趣旨ニ於テ固ヨリ

不可ナク條約並ニ附屬ノ署名議定書及交換公文共其ノ條規モ亦別ニ支障ノ虞ヲ認メズ仍テ審査委員會ニ於テハ本件ハ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決シタリ
右審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十年十二月十一日

審査委員長

樞密顧問官

荒井賢太郎

審査委員

樞密顧問官子爵石井菊次郎

邦士

樞密顧問官

原

嘉道

樞密顧問官

鈴木

莊六

樞密顧問官

石塚

英藏

樞密顧問官

坂本 鈞之助

樞密顧問官男爵林

權助

樞密院議長男爵一木喜徳郎殿

